高齢者の

安全運転サポート車(中古車限定)

令和6年 5月1日 申請受付 スタート

および安全運転装置の購入等を支援します

(1)対象となる方

次の**全てを満たす方**

- ◆ 県内にお住まいの**満65歳以上の方**(令和6年度内に65歳に達する方を含む)
- ◆ 自動車検査証に記載された使用者である方
- ◆有効期限内の運転免許証を保有している方
- 限定運転に取り組むことを宣言している方
- ◆ 県税に滞納のない方
- ◆ 申請に係る年度に関わらず、本補助金の交付を受けていない方

②補助対象となる車両・装置

(1) 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに中古車と して登録もしくは届出された車のうち、 次の**全ての装置** を搭載した車両を購入した場合(サポカーSワイド)(※1)



を補助します。

O衝突被害軽減ブレーキ (対歩行者)



Oペダル踏み間違い 急発進抑制装置



O車線逸脱警報装置



〇先進ライト



イラストの出典:経済産業省ウェブサイト(https://www.safety-support-car.go.jp/)

(2)令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

に**県内の販売・設置業者**(※3)において、次の Aまたは®の装置(両方も可)を購入・設置 した場合(設置した車が安全運転サポート車の場 合は対象外となります)



それぞれ 10.

を補助します。

A後付け急発進抑制装置

国土交通省の性能認定を受けたもので、 造販売元業者等が販売および設置を認めてい る取扱い事業者で購入および設置したもの。



B車線逸脱警告機能 および追突防止機能付き ドライブレコーダー



- 本補助金の対象車両は、サポカー限定免許の要件を満たさないものもありますので、サポカー限定免許の申請を考えている方
- 助対象経費の下限(20,000円)を下回った場合、補助対象外となります。

申請者自らが経営するものを除きます。

- ついて、国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置を購入・設置できる事業者および車両は限られています。 事前に事業者にお問い合わせください。また、事業者や商品によっては、購入と設置を同一店舗で行うことが求められる 商品がございますのでご注意ください。
- 補助対象経費の下限(@20,000円、®20,000円)を下回った場合、補助対象外となります。

申請書等の提出先・お問合せ先

郵送・電子申請で申請を受け付けます

県HPへ

福井県防災安全部県民安全課(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1)

受付時間:平日8:30~17:15 (年末年始・祝日を除く)

0776-20-0296

kenan@pref.fukui.lg.jp

交通死亡事故防止対策事業補助金

検索





補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全運転サポート車(※1)を購入または安全運転装置(※2)を 購入・設置します(※3)

- ※1 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに登録または届出する中古車が対象です。
- ※2 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに県内の販売・設置業者(申請者自らが経営するものを 除く)で購入・設置した安全運転装置が対象です。(設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外 となります)
 - ※3 補助金の交付は1人1回(台)限りです(令和3年度から申請日までに当補助金に申請したことがある 方は補助対象者とはなりません)。

(2)交付申請書を福井県に提出してください(※4、5、6)

安全運転サポート車

- 安全運転サポート車販売証明書【事業者記載】
- 県税の納税状況の確認について
- 自動車検査証の写し
- ・運転免許証の写し

•交付申請書

(住所変更がある場合は裏面の写しも必要)

・限定運転宣言書の写し(両面)

安全運転装置

- ·交付申請書
- ·安全運転装置設置証明書【事業者記載】
- ・安全運転装置の購入・設置にかかる領収書 (価格、日付、品名、店名の記載があるもの)
- 県税の納税状況の確認について
- 自動車検査証の写し
- ・運転免許証の写し

(住所変更がある場合は裏面の写しも必要)

- ・限定運転宣言書の写し(両面)
- ※4 申請書の受付期間は、令和6年5月1日~令和7年3月6日です。(必着)
- ※5 <mark>郵送、電子申請で提出できます</mark>。郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない 場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失 を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。
- ※6 電子申請の場合には、県の電子申請システムもしくは当補助金のHP(表面参照)に掲載して おりますURLから申請できます。

(3)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます

(2)の申請書をご提出いただいてから約1~2か月後

(4)補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※ 年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

補助対象車両・装置は1年以上所有する必要があります。

補助金を受けて取得したものを登録・届出の日もしくは装置の設置の日から1年 以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。















